

## 助成金制度について

### ➤ 「ストレスチェック」実施促進のための助成金（従業員数 50 人未満の事業場）

#### <助成対象・金額>

ストレッチェック後の面接指導を実施する産業医資格を持った医師と契約し、

- 1 ストレッチェック（年 1 回）を行った場合、
  - 1 従業員につき 500 円を上限として、その実費額支給
- 2 ストレスチェック後の面接指導など医師による活動を受けた場合、
  - 1 事業場あたり 1 回の活動につき 21,500 円を上限として、その実費額を支給（1 事業所につき年 3 回を限度）

### ➤ 職場環境改善計画助成金（A コース）

#### <助成対象・金額>

専門家による指導に基づき、ストレッチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境改善を実施した合に、指導費用及び機器・設備購入の実を助成する。

- 1 事業場当たり 100,000 円を上限とし、うち、機器・設備購入に係る費用は 50,000 円を上限かつ単価 50,000 円以内のもので将来にわたり 1 回限り助成する。